

# 税理士会主催 所得税の還付申告会などのお知らせ

平成23年分の所得税の還付申告会を開催します。ご自身で確定申告書の作成を行い、その場で提出ができます。源泉徴収票をお持ちで所得税が還付になる方は、必要な書類をお持ちのうえ、ぜひご参加ください。

## 対象となる方

- ① 退職などで年末調整が済んでいない方
- ② 公的年金等の受給者の方
- ③ サラリーマンや公的年金等の受給者で医療費控除を受ける方

## 申告に必要なもの

- ・平成23年分の給与所得または公的年金等の源泉徴収票(原本)
  - ・申告者本人名義の預貯金で金融機関名と口座番号の分かるもの(通帳など)
  - ・印鑑、電卓、筆記用具
- このほか、申告の内容に応じて次のものをお持ちください。

- ① 退職などで年末調整が済んでいない場合および公的年金等の申告をする場合
- ・ 社会保険料(健康保険料など)、生命保険料、地震保険料などの支払証明書(加入先保険会社などで発行)

## ② 医療費控除を受ける場合

- ・平成23年中に支払った医療費の領収書(原本)
- ・領収書(原本)は医療機関ごとに集計し、必ず合計をしてお持ちください。
- ・支払った医療費に対して、健康保険組合などから給付を受けた出産育児一時金や保険金などで補てんされた金額が分かる書類

確定申告に関するお問い合わせは、

**越谷税務署**  
☎965-8111 (音声案内)へ

確定申告に関する情報や国税電子申告(e-Tax)の情報は、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

## 医療費控除の算式

平成23年中に支払った医療費の総額 - 保険金などで補てんされる金額 = 「10万円」と「平成23年分の総所得金額等の合計額の5パーセント相当額」とのうちいずれか少ない方の金額 = **医療費控除額** (200万円が限度)

※予防接種、検診、人間ドック、タクシー代、駐車料金、診断書代、置き薬、サプリメント、栄養補給飲料などは基本的に該当しません。  
 ※源泉徴収額がない方は、医療費控除をしても還付はありません。  
 ※医療費控除により軽減される税額は、その方に適用される税率により異なります。

## 税務署からのお知らせ

～公的年金等に係る雑所得を有する方の所得税の確定申告不要制度の創設について～

平成23年分の確定申告から、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税について確定申告書の提出は不要となりました。(この場合であっても、市県民税の申告は必要な場合があります。)

詳しくは、越谷税務署にお問い合わせください。

## 申告期間の受付案内

市民税・県民税申告受付会場の日程は下記のとおりです。詳しくは、広報やしお2月号でお知らせいたします。

受付日	受付場所	受付時間
2月16日(木)	八條公民館	午前9時30分～11時
2月17日(金)	資料館	
2月20日(月)	古新田公民館	午後1時30分～3時30分
2月21日(火)	大曾根中公民館	
2月22日(水)	ゆまにて	午前9時～11時 午後1時～4時
2月23日(木)～3月15日(木) ※土、日を除く	八潮メセナ1階展示室	

## 給与支払者(会社など)の皆さんへ

給与を支払う事業所(会社など)で所得税の源泉徴収義務がある場合、給与の受給者が1月1日現在お住まいの市区町村に、前年中の給与支払額など必要事項を記載した「給与支払報告書」を提出しなければならないことになっています(地方税法第317条の6)。

正社員、パート、アルバイト、非常勤職員などの雇用形態にかかわらず、給与を受給した者の「給与支払報告書(個人別明細書)」を2部作成し、総括表とともに、1月31日までに提出してください。

また、昨年中に退職した場合でも、給与支払額が30万円を超える場合は提出しなければならないことになっています。

給与支払報告書は従業員の方々に手渡さず、給与の受給者が1月1日現在お住まいの市区町村まで、会社などから提出くださるようお願いします。

## 還付申告受付日程

### ◇八潮メセナ会場(2階集会室)

受付日	受付対象者	受付時間
2月7日(火)～2月9日(木)	公的年金等の受給者で医療費控除を受ける方 公的年金等と給与所得のある方 給与と所得者で医療費控除を受ける方 退職などで年末調整が済んでいない方	午前9時30分～10時30分 午後1時～3時 ※八潮メセナの開館は、午前9時からです。

※午前中は混雑が予想され、混雑の状況によっては午前の受付でも午後になってしまうことがあります。あらかじめご了承ください。  
 ※申告会場へ電話でのお問い合わせはご遠慮ください。

### ◇越谷税務署およびイオンレイクタウン会場

受付日	場所	受付対象者	受付時間
1月4日(水)～2月8日(水) ※土、日、祝日を除く	越谷税務署	所得税の還付申告全般(平成23年入居で住宅借入金等特別控除を受ける方含む)	午前9時～午後5時
2月9日(木)～3月15日(木) ※土、日、祝日を除く	イオンレイクタウン(kaze"かぜ")3階「イオンホール」		午前9時～午後4時

※受付日によって、申告会場が変わります。2月9日から3月15日は、越谷税務署庁舎では確定申告の相談は行っていませんのでご注意ください。  
 また、混雑状況によっては受付終了時間を早める場合があります。

## ◇税理士事務所(完全予約制)

最寄りの税理士事務所または関東信越税理士会越谷支部(☎962-6131)に連絡して、日時などを事前に確認のうえ、お出かけください。  
 費用は無料ですが、相談内容によっては有料になることもあります。

受付日	受付対象者	受付時間
2月1日(水)～2月15日(水) ※土、日、祝日を除く	公的年金等の受給者の方 給与と所得者で医療費控除を受ける方 退職などで年末調整が済んでいない方	午前10時～正午 午後1時～4時

※また、2月3日(金)午前9時30分～11時30分、越谷市中央市民会館4階で還付申告を実施します(要電話予約)。  
 ※事前予約のない方は、ご利用できません。

☎市民税課 ☎206

## 市の人口と世帯数

平成23年12月1日現在

前月比	
人口 …… 83,473人	(+ 135人)
男 …… 43,298人	(+ 79人)
女 …… 40,175人	(+ 56人)
世帯 …… 34,856世帯	(+95世帯)

## 今月の主な内容

所得税の還付申告会などのお知らせ……………	②	お知らせHOTコーナー……………	5～9
公園の除染作業が完了……………	③	案内・催し・募集……………	
市政の執行状況……………	④	840伝言板・行ってみたいとなりまち……………	
		いきいきやしお写真館……………	12